

平成26年第1回大多喜町議会定例会

2月会議会議録

平成26年 2月4日 開会

平成26年 2月4日 散会

大多喜町議会

平成26年第1回大多喜町議会定例会2月会議会議録目次

第1号（2月4日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開会及び開議の宣告	3
所信表明及び行政報告	3
諸般の報告	7
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
休会について	20
散会の宣告	21

第 1 回大多喜町議会定例会 2 月会議

(第 1 号)

平成26年第1回大多喜町議会定例会2月会議会議録

平成26年2月4日(火)

午後2時00分 開会

出席議員(12名)

1番	根本年生君	2番	正木武君
3番	吉野一男君	4番	麻生勇君
5番	野村賢一君	6番	江澤勝美君
7番	志関武良夫君	8番	渡邊泰宣君
9番	吉野僖一君	10番	山田久子君
11番	野中眞弓君	12番	小高芳一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	花崎喜好君
企画財政課長	小野田光利君	税務住民課長	市原和男君
健康福祉課長	関晴夫君	子育て支援課長	石井政一君
建設課長	野口彰君	産業振興課長	末吉昭男君
環境水道課長	川寄照恭君	特別養護老人ホーム所長	齋藤健二君
会計室長	高橋啓一郎君	教育課長	加曾利英男君
生涯学習課長	渡辺八寿雄君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 高橋謙周 書記 大竹義弘

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2 号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 号 大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 号 暗渠排水工事請負契約の変更について

◎開会及び開議の宣告

○議長（小高芳一君） 飯島町長を初め、執行部職員の皆さんには、第1回議会定例会にご出席をいただき、ご苦労さまです。

また、議員各位におかれましてもご参集をいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

本日の会議は、ことし初めて開催される本会議でございますが、昨年同様ことしもよろしくお願いを申し上げます。

なお、飯島町長におかれましては、1月19日の町長選挙におきまして、多くの町民の信任を得て再選され、心からお祝いを申し上げます。

今後とも、町民の福祉向上と町の発展のために、さらにご尽力を賜りますようご期待を申し上げます。

さて、本日の会議では、町長から提出されました議案4件の審議を予定しておりますが、議事の進行につきましては、何とぞよろしくご協力いただきますようお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は12名です。したがって、会議は成立しました。

これより、平成26年第1回大多喜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後 2時00分)

◎所信表明及び行政報告

○議長（小高芳一君） 日程に先立ち、町長から所信表明及び行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 平成26年第1回議会定例会2月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、本年第1回目の議会を招集させていただきましたところ、議長さんを初め議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、議員各位には、常日ごろより町政運営に多方面からご支援、ご協力を賜り、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

初めに、私事で恐縮でございますが、去る1月19日執行の町長選挙におきまして、町民の心強いご支持により2期目の当選をさせていただき、町政を再び担うこととなり、この責任

の重大さを痛感しているところでございます。

議員各位におかれましては、今後の町政運営にご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、ことしも1カ月が過ぎてまいりましたが、経済情勢につきましては、今報道等でいろいろされておりますところは、緩やかに経済の回復をされているということでございます。

しかしながら、この地方の経済というものを見ますと、中小企業にまでなかなか経済の状況というのは、実感というのが伝わっていないのが現状ではないでしょうか。

特に今利益を上げている企業も、やはり為替の差損ということの中で、その利益の中で出ているところでございまして、なかなか実体経済に回ってくる状況にはないわけでございます。そういう中にありまして、やはり地方の経済におきましてもなかなかその税収に回るところまでは行っていないのが現状でございます。

私ども町を預かる者としていたしまして、財政というのはこれからもなかなか厳しい財政運営が続くものと考えております。そういう中で我々もこの財政というものをしっかりとやっていくために、引き続き財政基盤の強化、これに努めていかなければならないと思っております。

特に、削るものは削っていく、無駄なものはしっかりと削っていきながら収入をどう図っていくか、今申し上げましたように税収を上げるというのはなかなか難しいわけでございます。地方の経済というのがなかなか税収を上げるまでには至っておりません。

そういう中で、税収以外に町として新たな財源という確保の観点から、いろいろとこれから進めて財政基盤の強化を図っていく、これはこれからの地方の自治体の中で国の財政支援というものがだんだん厳しくなる中で、財政基盤の強化というのは大変重要な課題でありますので、引き続きこれを進めていかなければならないと思っております。

あともう一点は、人材の育成でございます。人材をまず育てていくこと、人材の育成こそ、やはり町の発展に大きくかかわってくるわけでございます。ですから、引き続き人材の育成もしっかりとやっていかなければならないと考えているところでございます。これらは今までどおり、引き続き進めてまいりたいと思っております。

また、私は2期目にこれからスタートするわけでございますが、2期目に当たりまして、私は1期目4年前、その思い、原点、初心を忘れることなく、その原点を貫いてまいりたいと思っております。やはりその原点といいますのは、何と言いましても若い世代の皆さんがこの地に残れると、そういう残れる町、若者の定住化というものを掲げてまいりました。この若者

の定住化こそ、やはり町のこれから残っていく重要な鍵であります。

そういうことで私は、1期目でも若者の定住化というものを掲げて、そのところから全ての政策というものを進めてきたところでございます。2期目につきましても、引き続きこの若者の定住化、これを原点に施策を進めてまいりたいと思います。

当然のことながら、私が進めてきましたのは、企業の誘致あるいは既存の産業企業の拡大支援という中で、雇用の場所の確保ということを努めてまいりました。この2期目につきましても、しっかりとこれを進めていきたいと考えております。これは町・自治体運営にとりましてどうしても欠かせないものでございます。若い方々の定住化のためには、この就職できる、働く場所というものがぜひとも必要でございますので、これは引き続きまた進めてまいりたいと思っております。

また、もう一方で、若い方々が通勤、通学ができるような交通施策、これもあわせてやっていかなければいけない。不便なところではなかなか若い人たちが生活ができない、そういう中であわせた中でこの若い方々の定住化策として進めてまいりたいと思っております。

また、もう一つは、農林業の振興、あるいは商工業の振興、観光業の振興ということも進めてまいりました。これも引き続きしっかりと進めてまいりたいと思っております。これらの施策につきましては、またこれから徐々に皆さんに説明してまいりたいと思っております。

また、もう一つは、教育あるいは子育て、この教育の内容の充実、既にもういわゆるハードの部分については既に完了いたしました。これから内容をしっかりと充実していく、特に私ども進めておりました英語の授業、こういったものをこれから今、国もこの英語の授業というのは大変強化をするということで進めておりますので、本町も引き続きこれら教育内容あるいは保育の内容の充実を図ってまいりたいと思っております。

もう一つは、やはり福祉、医療、これを後退させないためにも、まず財政の強化というのが必要でございます。財政なくしてこれは維持できません。そういうことで医療、福祉を後退させないためにも、財政基盤の強化、こういったものを進めながら何とかこれを維持してまいりたいと思っているところでございます。

その中で私も幾つかいろいろ挙げてまいりましたが、4年の中ででき得なかったものがございます。これが今いよいよこれから動き出すところまで来ております。

一つは、国道297号の改良工事、きょうも県庁のほうに要望活動に行ってまいりましたが、まさにこの297号、この圏央道開通によりまして、この効果というものをさらに発揮させるためには、この羽黒坂の改良工事というのはなくてはならないわけでございます。そういう

ことできょうも県の要望活動の中でお答えをいただきまして、26年度から28年度にかけてとりあえず2カ所完成させますということでお答えをいただきました。また、それから引き続き、さらにまた私どもは要望してまいりたいと思っております。

また、もう一つは、私ども大多喜ダム跡地、これは3年前から進めてまいりました。先週、先方の理事長来ていただきました。役員の皆さんにも来ていただきまして、ようやく大多喜に進出しようという決定をいただきました。その中でいろいろ詰めてまいりました。29年の4月目標にこれから両者でしっかりと進めていきたいと思いますということで話し合いができたところでございます。

これから国、県また南房総水道企業団、そして町、それから事業者と、この5者が一体となって、これからいろいろまだ難題がございます、この完成までに向けましては。これから議員の皆さん方にもいろいろまたご支援、ご協力をいただきたいと思いますが、とりあえず目標といたしましては、29年4月開校を目標にということで、島田理事長との協議が進んだところでございます。これからまたひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、もう一つは、老川小学校の跡地利用、ようやく基本的な考え方もまとまりまして、いよいよ今インターネット等でこれから公募するわけでございますが、この跡地利用もこれからいろいろとまた地域の皆さんとご相談しながら、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

こういった数々の残したこともございますが、これからまだまだ数々の事業を進めてまいりたいと思いますので、議員皆様方のぜひお力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承いただきたいと思っております。

本日の会議事件でございますが、条例改正が3件、工事請負契約の変更が1件上程させていただきます。このうち、特別職等の給与関係の条例改正でございますが、先ほどご挨拶申し上げましたが、町の財政状況も大変厳しい状況下に置かれておりますので、私どもの給料を25%減額させていただく条例改正を上程させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げ、会議冒頭の挨拶とさせていただきます。

○議長（小高芳一君） これで所信表明及び行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（小高芳一君） 次に、諸般の報告であります。昨年12月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました議会諸報告のとおりであります。このうち各組合議会関係については各関係議員からご報告をお願いします。

まず、12月16日に開催された広域ごみ処理施設建設推進委員会の関係について、2番正木武君から報告をお願いします。

2番正木武君。

○2番（正木 武君） 昨年12月16日開催されました第16回夷隅郡市広域ごみ処理施設建設推進委員会の会議結果について報告をいたします。

この日は午前10時に会議が招集されまして、委員として私が出席をしました。議題は、ごみ処理施設建設推進委員会幹事に付託してまいりました建設予定地の造成計画と、地域計画の見直しの2つの事項について本委員会に答申があり、その内容をもとに審議したものであります。

委員会の結論としましては、議員各位のお手元に配付いたしました答申内容の写しのとおり、ごみ処理施設建設予定地の造成計画については、施工名や事業費、工事期間、さらに隣接地の影響等を考慮した場合、幹事の答申である平地面積2.3ヘクタールの案が妥当であると決定しました。

次に、2点目の夷隅地域循環型社会形成推進地域計画の見直しについてですが、この事業を推進している中で管理者、副管理者会議で承認された変更箇所について、地域計画に反映させるために見直しをすることや、予定する事業費については交付金の対象事業費の確保のため、物価高騰や消費税の引き上げなどを考慮して見直しを行うことに決定されました。委員会としては、この決定した内容を管理者に答申させていただきました。

以上で、12月16日に開催されました夷隅郡市広域ごみ処理施設建設推進委員会の報告を終わります。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

次に、12月25日に開催された国保国吉病院組合議会の関係について、1番根本年生君から報告をお願いします。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 国保国吉病院組合議会の報告をいたします。

去る12月25日午前10時に、平成25年第1回国保国吉病院組合議会臨時会が招集され、本町から吉野副議長、江澤議員と私の3名が出席しました。

執行部より付議された事件は1件で、いすみ市市長選挙により空席となっておりました当組合の管理者の選挙が行われ、いすみ市の太田市長が再任されました。

以上で、国保国吉病院組合議会の報告を終わります。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

次に、1月8日に開催された夷隅環境衛生組合議会の関係について、8番渡邊泰宣君から報告をお願いします。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 夷隅環境衛生組合議会の報告をさせていただきます。

去る1月8日午後3時に、平成26年第1回夷隅環境衛生組合議会臨時会が招集され、本町から小高議長と私の2名が出席しました。

執行部より付議された事件は1件で、いすみ市市長選挙により空席になっておりました当組合の管理者の選挙が行われ、いすみ市の太田市長が再選されました。

以上で、夷隅環境衛生組合議会の報告を終わります。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

なお、監査委員から、昨年11月5日と14日に実施された平成25年度一般会計及び各特別会計の定例監査の結果報告書が提出されました。

また、12月24日及び本年1月23日に実施された例月出納検査の結果報告書が提出されております。その写しを議員各位に配付してありますので、ご承知願います。

矢代、野村両監査委員には大変ご苦労さまでした。

次に、昨年12月17日に、千葉地域森林労連執行委員長ほか2名の関係者が来庁され、森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する要請がありまして、福祉経済常任委員会の正木委員長と江澤副委員長、そして私3名で対応いたしました。

また、本年1月15日に、有限会社読売井腰代表取締役、井腰茂樹氏が来庁され、新聞への消費税軽減税率を求める意見書の提出について要請がありました。この件は、昨年11月6日付で陳情として提出されたものと同様のものではありますが、再度提出がありましたので、ご趣旨をご理解いただく写しを配付しておりますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小高芳一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

7番 志 関 武良夫 議員

8番 渡 邊 泰 宣 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（小高芳一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本町議会では通年議会を導入しており、本定例会の会期については、通年議会実施要領第2条の規定により、翌年の招集予定日の前日までとなっております。このため、翌年の招集予定日を確認しましたところ、現時点で、平成27年1月30日に招集予定ということでありませ

す。そこで、過日開催いたしました議会運営委員会で協議の結果、本日から平成27年1月29日までの360日間とする会期の（案）が決定されております。

つきましては、議会運営委員会で決定された会期（案）のとおり、本日から平成27年1月29日までの360日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から平成27年1月29日までの360日間とすることに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第3、議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） それでは、議案つづり 1 ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第 1 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

まず、本文に入ります前に提案理由のご説明をさせていただきます。

常勤の特別職であります町長及び副町長と教育委員会教育長の給料に関しましては、平成 17 年より減額を始め、平成 23 年度からは一律 25% を削減しております。

先ほど町長のご挨拶の中にもございましたが、引き続き厳しい財政状況が続くことから、平成 26 年度においても引き続き給料月額 25% の削減を行うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

（特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 1 条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

7 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り、別表第 1 町長の項中「76 万 1,000 円」とあるのは「57 万円」と、同表副町長の項中「61 万 5,000 円」とあるのは「46 万 1,000 円」とする。

（大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

第 2 条 大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

4 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り、第 2 条中「53 万 6,000 円」とあるのは「40 万 2,000 円」とする。

附則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

以上で、本案の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 単純な質問ですが、この削減によって合計で幾ら1年間削減されるのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 町長、副町長、教育長、3名の給料、手当、共済費含めまして、1年間で925万円でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第4、議案第2号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） それでは、説明に入る前に大変恐縮でございます。議案つづり20ページをお開きいただきたいと思います。

20ページの中段に、附則別表（附則第2項関係）というのが記載されていると思います。そこが誤りでございまして、附則別表（附則第3項関係）でございますので、ご訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、戻りまして、議案つづり3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

まず、本文に入る前に提案理由のご説明を申し上げます。

この改正は、国の人事院、県の人事委員会の勧告をもとに、若年層の職員を限定に民間給与の格差0.09パーセントを埋めるための給与の引き上げと、高齢層の職員の昇給を抑制する制度の改正が主な改正でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第6項中「職員を」を「職員（次項に規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を」に、「同項」を「前項」に改め、同条第7項を次のように改める。

7項を全部改正をしまして、55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号級数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

この改正でございますけれども、55歳以降の職員を抑制するものでございます。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

4ページから19ページ上段までが給料表の改正の分でございます。

議員各位には、改正前と後の比較表を配付させていただいております。給料表の比較表のところにアンダーラインがあるところが改正されるところでございます。

それを見ていただければわかると思いますが、号給の低いほう、要するに若年層と申しますか、そういう方々のみが改正されることになるわけでございます。

それでは、19ページ中ほどから、附則 施行期日でございます。

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2号以降につきましては、読みかえ規定及び給料表の切りかえ等を規定した定めでございます。

20ページの委任事項は、必要事項を規則に委任する定めでございます。

20ページの中段から24ページにつきましては、附則の別表で、行政職（二）の給料表を切りかえに使う切りかえ表でございます。

以上、簡単でございますけれども、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 簡単過ぎて何にもわかりません。

3点あります。

1つは、具体的にどこがどう変わるのか。今まで給料の昇給というのはこういうふうになっていました、それが今回のこの条例ではこのようになりますと、具体的に簡潔に説明していただきたいと思います。

それと、判定する人は誰なのか。今までも判定されていたと思うんですけども、今度その判定結果が給料に響くとなると、これ職場の雰囲気というのは変わってくるのではないかとということが案じられます。判定する人は誰であって、そして判定するには基準があると思うんですけども、この判定基準というのはきちんと文章化されているのか伺いたいと思います。

それと、もう一つは、55歳以上の抑制される方側の人数、それから若手の昇給するほうの人数及び総額、どのくらいの出たり入ったりがあるのか伺いたいと思います。

メモしたいと思いますので、簡潔にゆっくりとお願いいたします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） それでは、まず初めに、給料表の改正につきましては、皆さんのお手元に新旧対照表、別表第3（第6条関係）という新旧対照表がお配りされていると思います。議案審議資料の右上に、議案第2号審議資料とあるのをごらんいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。きょうお配りされていると思います。

右上に議案第2号審議資料とされておるものでございます。それを見ていただければわかると思うんですが、左側に現行、右側に改正後の表で、4級以上は省略というふうになっております。

その中でごらんいただきたいのは、アンダーラインが引いてあるところ、1級ですと次のページのところに4分の2というのがあるんですが、次のページですね。1級ですと65号給のところまでアンダーラインが引いてあると思います。そこまでが改正されるところです、1級の人は。

2級につきましては、45号給のところ、24万6,700円ですかね、現行額が。それが24万6,800円、100円上がるんですが、その部分まで。

3級職につきましては、16号給まで、25万400円が25万500円ということで100円上がります。そういうふうに比較的若年層のところが変わるといのは、給料表の切りかえの部分でございます。それはご理解をいただきたいと思います。

そして、2つ目でございますけれども、この昇給に関しての判定の関係でございますけれども、勤務評定を毎年10月1日を基準に行っております。この勤務評定につきましては、評定するのは係長以下につきましては、管理職、課長職の人でございます。それが第1評定者。次に、第2評定者として総務課長が第2評定者、最終評定者は副町長というふうな形になっております。

管理職につきましては、第1評定者は総務課長、第2、最終評定者は副町長というふうな形で評定者が決まっております。

この評定内容につきましては、簡単に言いますと、若い人は勤務態度あるいは実績、勤務状況の業績等の実績等はこの評定の内容になっております。

そういう中で各項目、大きく3つに分かれていまして、その中でまた細かく分かれていますが、各評定を5段階で評定するようになっております。その評定結果によりまして、昇給するか否かを決めるようになっております。

今までの例としまして、特別に勤務成績がよくて特別昇給する方は今まではいらっしゃいません。逆に、勤務成績が悪いといひますか、勤務態度が悪いといひますか、そういう中で定期の普通、一般の方だと4号給上がるんですが、それが基準によりまして3号給なり2号給なりと、勤務成績の悪い者につきましては、そういう方が何人かはいらっしゃいます。それは休みが多いとかそういうことではなくて、普通に勤務態度が悪いとか、勤務実績が上がらない、要するに仕事が進まないとかそういう方につきましては、そういう方が何人かはいらっしゃいます。それにつきましては、私のほうからその職員に対して指導をしておるところでございます。

勤務評定につきましては、以上でございます。

あと、この今回の改正で該当する職員の数でございます。

55歳以上の該当職員、要するに昇給の抑制をされる職員が25名でございます。逆に、1級から3級の給与表の改正に該当する職員が60名いらっしゃいます。トータルで今回の改正では、関係者が85名、約3分の1以上が該当する職員になります。

そして、今回の給料が上がること、1級から3級の職員が給料上がりますけれども、それで影響する額でございます。予算額にして約200万、199万何ぼですけれども、約200万。

そして、55歳以上で昇給が抑制される、逆に下がるといいますか、本来上がるところを抑制される額が45万4,000円ほどございます。

差し引きますと、今回の改正でふえるのが154万円ほどふえます。

以上が今回の改正でございます。

つけ加えまして、今回の改正で夷隅郡内あるいは長生郡内も一応同じような形で改正をする予定で今進めているところでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、関連でお尋ねいたします。

55歳以上の方の勤務成績が特に良好である場合に限りという部分があると思うんですけども、この特に良好というのはどういう場合が特に良好に当たるのか教えていただきたいと思えます。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 先ほども申し上げましたが、そういう該当職員は実際にはいらっしゃいませんけれども、かなりその町の政策に対して積極的に推進をしている、そして画期的といいますか、そういう面で優秀であるというふうな職員が一応該当しますが、先ほど申し上げたとおり、職員は優秀でございますけれども、そこに該当する職員は今のところ、今までの中ではいません。

以上です。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 2番目の質問になります。

今までのどこがどういうふうになるのかという点で、課長からは、若い人たちのこの上

昇部分についてはこの表のとおりですよという説明がありましたけれども、昇給が削減されるほうについては、現況の昇給はこういうふうになっているんだけど、今度はこういうふうになりますという説明がないんですね。特別に勤務成績のいい者がいないとなると、55歳になったら全く昇給がなくなるのか。そうすると、またちょっと考えなきゃいけないので、今55歳といっても、子供が大学生になってとかといってお金がたくさん要る方もいらっしゃると思うんですね。そういうことを考えると、きちんと説明していただきたいなと思います。

それと、もう一つ、勤務評定で本人が納得できない場合、私は特別に一生懸命働いて手柄も立てたではないか、何で私は特別に頑張った職員になれないのかとか、あるいは普通だったらまあまあだとしても、勤務成績の悪いと判定された人が納得できないということがあったら、先ほどの説明で勤務成績が悪いという方については指導するという答弁もありましたけれども、勤務評定そのものを公開するのかということをお伺いします。2点です。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 55歳以上の昇給についての今回の改正でございますけれども、今までは55歳以上でも2号給上がっていました。それが今回は1号給少なく、号給昇給幅を2つから1つに減らしていくというふうになります。

失礼しました。それも、今までは55歳以上で7級職、要するにここにいる管理職ですね。

（「管理職ですね」の声あり）

○総務課長（花崎喜好君） 管理職の人がそうでした。

7級職以外、6級職で55歳以上の方が4つ上がっていました。それが全部、管理職であれ何であれ、55歳という年齢で差別するようにしまして、そういう人が1号給に変わりました。

それと、勤務評定の関係でございますけれども、今まで野中議員が言うとおりの、自分は一生懸命やってそれなりの実績を上げたというふうなことで、昇給幅を上げてほしいという本人から言ってくる方はいらっしゃいませんでした。また、余りそういうこともあり得ないかなと思うんですけれども、それなりにほかの職員との差も考えまして、余りそれをやってしまいますと均衡が失するというのもございますので、そういうことはしません。

逆に、劣っている職員については、やはり我々は皆さんからいただいた税金で勤務しておりますので、勤務態度が悪いあるいは勤務状況が悪いというようなことでは申しわけないというふうな気持ちもありますので、そういう方については叱咤激励をして、きちっと勤務ができるように指導しているところでございます。

それと、もう一点は、療養休暇等が今結構いらっしゃる方いるんですけども、そういう方につきましては、これはあくまでも病を治すための休暇でございますので、そういうものに対しては昇給をストップするとかそういうことはしていません。

あるいは、育児休暇の方、産前産後の休暇をとった方につきましても、普通の勤務をされたというふうに見て、昇給はしております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 7等級の方と6等級の方と昇給幅が今まで違ったわけですか。そうすると、課長になると2段飛びで、1年たつと2段2段で給料が上がっていたわけですね。課長になれないと4段飛びということだったんです。それが両方とも、6も7も1段ずつということになるわけ、わかりました。

それから、もう一つ、聞き逃しちゃったんですけども、判定基準は明文化されているということですか、それだけ確認したいと思います。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 勤務評定につきましては、これは職員でも見られるように一応明文化されています。それは勤務評定の中で、規則で載っていますので。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第5、議案第3号 大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 議案の説明に入る前に、字句の訂正をお願いをしたいと思います。

25ページの下から6行目、「当額確定したものの」の「当額」の「額」を該当の「該」、「当該確定」に訂正をお願いいたします。

それでは、議案第3号 大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、25ページをお願いしたいと思います。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

この条例の一部改正は、関連法令消費税法により、消費税が平成26年4月1日から8パーセントに引き上げられることに伴い、本条例で規定する加入負担金、水道料金メーター使用量にそれぞれ加算している消費税率を改正しようとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例

大多喜町水道事業給水条例（昭和43年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項、第23条及び第29条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（料金に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金。以下、括弧書きは水道メーターの3月検針等を行っている場合の消費税の取り扱いですので、本町は2月、4月の検針となっており、直接の関連は今のところありませんので、割愛をさせていただきます。

最後の行の括弧書き後ですけれども、については、この条例による改正後の大多喜町水道

事業給水条例の規定にかかわらず、なお従前、消費税5パーセント、の例による。

これは「4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの」とは、水道メーターの検針をしたものの意味で、継続的に水道を使用し、施行日後4月30日までに検針した水道料金は消費税5パーセントで対応、処理することとなります。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

以上で、大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定、提案を終わります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第6、議案第4号 暗渠排水工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） それでは、議案第4号 暗渠排水工事請負契約の変更について、ご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますけれども、本案は農業基盤の整備を図り、農地の排水の不良等を解消する暗渠排水管の敷設工事を、平沢地先ほか8地区で施工するため、昨年9月会議にて可決いただき、工事を進めてきたものでございますが、工事の施工に当たり想定外の岩盤の出現や現場の移動に時間を予想以上に要したため、工事請負契約の変更が必要になったものでございます。

それでは、本文でございますけれども、平成25年9月20日に請負契約を締結した暗渠排水工事請負契約の一部を次のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、契約の方法、契約金額、契約の相手方につきましては、変更ございません。

工期を変更前「平成25年9月20日から平成26年2月16日まで」、変更後「平成25年9月20日から平成26年3月15日まで」とするものでございます。

以上です。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（小高芳一君） お諮りします。

本定例会は議事の都合により、あす5日から3月31日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

よって、あす5日から3月31日までを休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(小高芳一君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、議員各位には、この後、執行部から面白峡小水力発電施設建設の状況報告があります。この会場で全員協議会を開催しますので、ご出席いただきますようお願いします。

また、全員協議会終了後に政策提言検討部会の開催となりますので、ご承知願います。

それでは、これで会議を閉じます。

本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時56分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成26年 3月31日

議 長 小 高 芳 一

署 名 議 員 志 関 武 良 夫

署 名 議 員 渡 邊 泰 宣